

様式第2（第4条の2関係）

【書類名】 期間延長請求書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）
（特許庁審査官 殿）
【事件の表示】
【出願番号】
【請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【発送番号】
【請求の内容】
（【手数料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【納付金額】）
〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りよにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【、】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。
- 5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、特例法施

行規則第41条の9第1項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「〔手数料の表示〕」の欄の「〔予納台帳番号〕」を「〔納付番号〕」とし、納付番号を記載する。この場合において、「〔納付金額〕」の欄は設けるには及ばない。

- 6 特許法第5条第2項の規定により期日の変更を申請するときは、「〔書類名〕」を「期日変更請求書」とし、「〔事件の表示〕」を「〔審判事件の表示〕」とし、「〔請求の内容〕」の欄を「〔変更前の期日〕」、「〔変更後の期日〕」及び「〔変更の理由〕」とし、変更前の期日、変更後の期日及び変更の理由を記載する。
- 7 「〔あて先〕」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 8 「〔事件の表示〕」の欄の「〔出願番号〕」には、「特願○○○○―○○○○○○」のように出願の番号を記載する。審判に係属中の場合には、「〔事件の表示〕」の次に「〔審判番号〕」の欄を設け、「不服○○○○―○○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「〔出願番号〕」に出願の番号を記載する。
- 9 特許法第5条第2項の規定により期日の変更を申請するときは、「〔請求人〕」を「〔審判請求人〕」とする。
- 10 識別番号の通知を受けていない者については、「〔識別番号〕」の欄は設けるには及ばない。
- 11 「〔住所又は居所〕」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「〔住所又は居所〕」の欄は設けるには及ばない。
- 12 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「〔氏名又は名称〕」の上に「〔フリガナ〕」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 13 「〔氏名又は名称〕」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「〔氏名又は名称〕」の次に「〔代表者〕」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 14 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「〔氏名又は名称〕」の次に「〔日本における営業所〕」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「〔代表者〕」の欄を設けるものとする。
- 15 「〔請求人〕」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 16 代理人が弁理士のときは、「〔住所又は居所〕」の次に「〔弁理士〕」と記載し、弁護士のときは、「〔弁護士〕」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「〔代表者〕」の次に「〔代理関係の特記事項〕」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。）。
- 17 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「〔代表者〕」の欄は不要とし、代理人によらないときは「〔代理人〕」の欄は設けるには及ばない。

- 18 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

- 19 「【発送番号】」の欄には、拒絶理由通知書等に記載された発送の番号を記載する。

- 20 拒絶理由通知（拒絶査定不服審判の審理（特許法第162条の規定による審査を含む。）中にされたものに限る。）に係る指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「拒絶理由通知書で示された引用文献に記載された発明との対比実験のため、指定期間の1カ月の延長を求める。」、「手続書類の翻訳のため、指定期間の1カ月の延長を求める。」のように延長の理由を付して、請求の内容を具体的に記載する。その他の指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2カ月の延長を求める。」のように記載する。また、特許法第5条第3項の規定により指定期間の延長の請求をするときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（期間経過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2カ月の延長を求める。」のように記載し、この場合において、第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。

- 21 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

- 22 「（【提出日】 令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。

- 23 請求書等が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入する。

- 24 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。

- 25 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。

- 26 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】
【援用の表示】
【物件名】
【援用の表示】